

「オンラインによる」議会運営に係る条例等改正について

■ 1. 条例等の改正に係る背景

3月議会の「緊急対応」時点のイメージであった「新型コロナの早期終息」は、発生からほぼ1年が経過する現在、「長期化」しており先行きは不透明であり、今後においても、感染動向によっては、会議のために参集することが、必ずしも担保されない状況の中、参集しなくとも議事機関としての権能を果たしていける『新しい生活様式』の時代に適応した会議形式を構築する必要がある。

併せて、新型コロナ感染拡大に伴う対応として運用している「オンライン会議」は、「リアルな会議」の代替品ではなく、新しい仕組みとしても活用できる。

【会議等での実施事例】

- ・ 第1回災害対策会議（R2.11.10）
- ・ 議運ミーティング（R2.11.26）

【町民との対話実施事例】

- ・ 行政視察対応（下川町議会-R2.10.13）、和寒町議会-R2.12.11）
- ・ 西小学校 PTA との意見交換会（R2.12.16）
- ・ 芽室高校生徒との意見交換会（R2.12.23）
- ・ 第1回議会モニター会議（R3.1.27 予定）

■ 2. 議論のポイントとスケジュール

○オンラインによる会議の適用が想定されるケースの概要

- ①感染症拡大(新型コロナ・インフルエンザ等)
- ②気象災害(大雪・大雨等)

※次のような個別的自由によるケースは、別途議論の対象としていく

- ①本人の傷病
- ②子育て・介護等

○スケジュール

- ・1月21日 第24回議運
- ・1月27日 第12回全員協議会
- ・2月3日 第25回議運
- ・2月 日 第13回全員協議会
- ・2月19日 第 回議運：3月定例会議提案事項
- ・3月2日 3月定例会議議案審議

■ 3. 法制度面からの整理

要件	規制・問題点 等	課題・解決策
課題①	<ul style="list-style-type: none"> ・出席開催要件 第 113 条 普通地方公共団体の 議会 は、議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ、会議を開くことができない <ul style="list-style-type: none"> ・表決 第 116 条 この法律に特別の定がある場合を除く外、普通地方公共団体の議会の議事は、 出席議員の過半数 でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 <ul style="list-style-type: none"> ・委員会の設置 第 109 条 普通地方公共団体の議会は、 条例 で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を 置くことができる 。 ⑨前各項に定めるもののほか、委員の選任その他委員会に関し 必要な事項は、条例で定める 。	
[本会議]	◆地方自治法 議場の秩序(104)、 <u>議場に出席</u> ×2(121 I)、 <u>議場への出席</u> (121 II)、 <u>議場の秩序・議場の外</u> (129 I)、 <u>議場が騒然</u> (129 II)、 <u>議場の秩序</u> (131)、 <u>議場における戒告・議場における陳謝</u> (135)	「議場」ではないため、オンラインでは適法に ※議会(本会議)では 「出席＝現に議場にいること」と解釈
[委員会]	本会議における表決は団体意思を決定する行為であるのに対し、委員会は本会議における審議の予備的審査。 ◆委員会条例 <u>委員長が招集する</u> (13)、 <u>委員の定数の半数以上の委員が出席</u> (14)、 <u>出席委員の過半数で決し</u> (15)	<ul style="list-style-type: none"> ・招集、傍聴者への対応は委員長の権限 ・出席の具体的場所は規定されていない ⇒ オンライン出席も可。 ・課題は具体的運用方法
課題②	<ul style="list-style-type: none"> ・公開原則 第 115 条 普通地方公共団体の議会の 会議 は、これを公開する。但し、議長又は議員3人以上の発議により、出席議員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる	
公開傍聴	議場という物理的な場所に足を運んで傍聴することができないため、 <u>誰もがネット視聴できるなどの環境を整備することで、公開と傍聴としての運用が必要となる</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン傍聴も可 ・先進事例では傍聴を希望し本人確認がとれた人にオンライン議会へのリンクを案内し、一般のネット視聴を可能にしている。 ・本人確認と個人情報取扱い ・「自由に傍聴」することになるか？

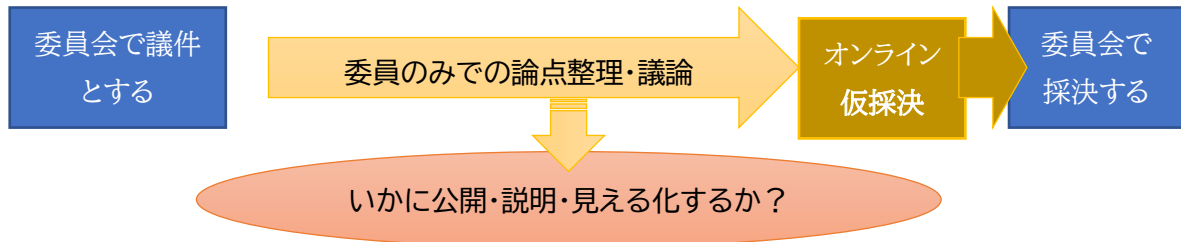
■ オンライン議会のメリット

- 1、実質的な話し合いに時間を割くことができる可能性がある。
- 2、オンライン議会では画面上で全ての議員が顔を突き合わせるため、参加意識が高まり議員同士の話し合いの活性化が期待できる。
- 3、災害時などに限らず、平常時でも子育てや介護を行う議員や障害をもつ議員、傷病等で登庁できない状況にある議員がオンライン議会での参加が可能になることにより、議員のなり手解消策、議論の活性化策の一つに繋がることが期待できる。
- 4、議会・行政だけではなく、住民(PTA・中高生・団体 etc)との対話機会の増加・拡張、新たな関心層の掘り起こしにも繋がり、多様な住民参加の機会づくりになる。

■ 4. 会議のあり方の方向性

[部分的オンライン活用]

- 調査事項等において、最初(説明・質疑)と最後(討論・採決など)を参集会議で運用
- 調査途中など、「説明・質疑・討論・採決」を伴わない議論を「オンライン会議」で運用
- ▼課題: 議論の「公開」= 傍聴手法

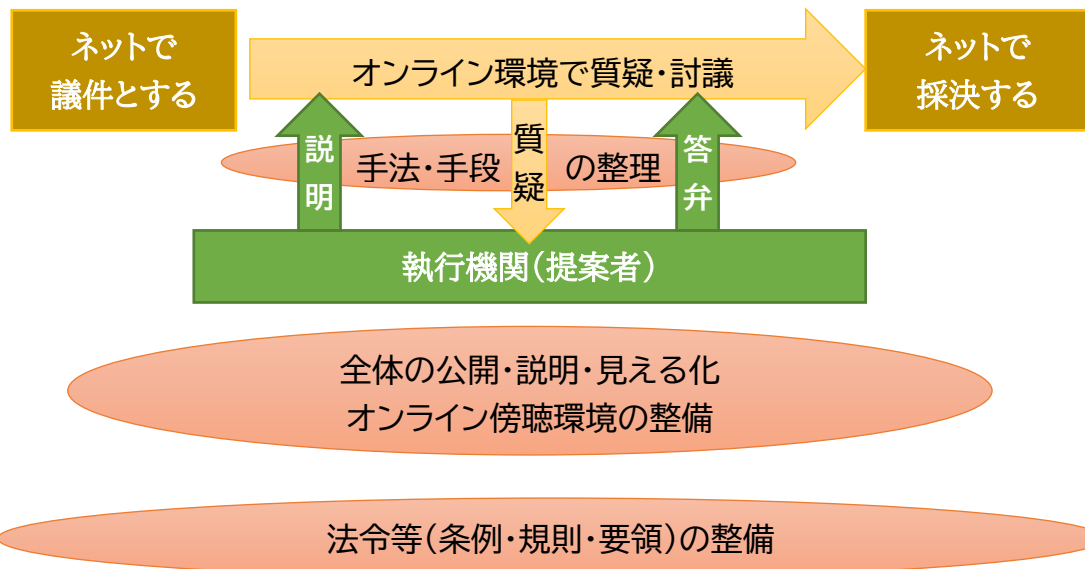


- 全員協議会は「意見協議の場」であり「説明・質疑・討論・採決」は行わないため開催可
- ▼課題: 議論の「公開」= 傍聴手法



[全面オンライン活用]

- 議件の提案から採決(委員会としての意思決定)までの一連をオンラインで実施。
- ▼課題: 議論の「公開」= 傍聴手法、執行機関側の協力・調整、採決等ルール整備



■ 5. 実施にあたって解決・整理すべき諸課題(例)

要件	問題点	課題
投票	“議場の出入口の閉鎖”という行為を伴う ①投票による議会の選挙(会議条例 30)	・「投票」を行う選挙はオンラインでは行えない (自治法 118 条準用の公選法 46 条)
	②投票による表決(会議条例 85)	・電子表決システム(オンライン対応)の活用 ・投票以外の表決方法もあるため、オンライン議会を行う場合『予め表決方法を申し合わせる』『会議条例等を見直す』などをして可。
表決	①本人証明(画面上の議員が本人であるか)	・電子表決システム(オンライン対応)の活用 - ID・パスワードによる認証 ・画面上で確認できる手法(挙手・オンラインツールの機能活用など) ・そもそも厳密な本人確認は必要か?
	②自由意志の確保(横で誰かに強要等されていないか・・・など)	・これは解決可能か?(議場においても、誰かに強要されている可能性もある?)
会議録	自治法第 123 条 議長は、事務局長又は書記長に書面又は電磁的記録により会議録を作成させ、並びに会議の次第及び出席議員の氏名を記載させ、又は記録させなければならない。 →少なくとも「録音」は必要	オンラインサービスの録画機能を活用し、録画データをもとに、 ①音声認識システムによる文字起こし ②録画データからの音声データの切り分け ・録画データ形式の汎用性は課題(議会 HP で公開できる形式か、変換可能か)
通信環境	遠隔地(議員の自宅など)から参加する議員のインターネット通信環境	①全議員タブレット ②通信障害時の対応・判断→ルール化 ③電話などでの操作サポート?、議員個々のスキルアップ
導入・運用経費	タブレット端末の導入経費・通信費、オンラインツールの予算措置	・タブレット等は予算措置済み ・オンラインツールのアカウント使用料
執行機関の協力	①説明員出席方法として、1人1台の端末とするか、同室にて特定の端末を通して出席	①職員 PC は1人1台体制だがカメラ内蔵ではない ②説明員室等に専用 PC 又はカメラ・マイクを設置して対応→一定の設備投資
	②会議当日の資料説明	①原稿データを議員送付→目を通しておくことで、会議当日は資料説明を「一部省略」する説明原稿の事前作成 ・説明省略部分も会議録記録 ②動画別撮り ・説明動画と議論動画のつなぎ合わせ
運用	運用ルールの整備	会議条例等改正と併せて「要領」等、要検討

■ 6.「会議」における運用に関する諸情報

●総務省の見解

- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法について（R2.4.30 発出） … [資料1-2参考①](#)
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法に関するQ&A（R2.7.16 発出） … [資料1-2参考②](#)

●他市町村の事例

「地方議会のオンライン会議に関する条例改正例」 … [資料1-2参考③](#)

▼「市議会」委員会条例と「町村議会」委員会条例では条項の構成・規定内容が異なるため一律的に比較することはできない。（改正ポイントは参考になるが）

▼委員会条例の改正趣旨のパターン

- ①開会・開催又は会議の特例としての「オンライン」
- ②(委員長の)招集の規定に「オンライン」を追加
- ③ある程度標準的な会議手法としての「オンライン委員会」

▼オンライン会議が可能な場面のパターン

- ①感染症対応 ①-a:新型コロナ
 ①-b:(重大な)感染症
- ②感染症対応+大規模災害等
- ③感染症対応+大規模災害等+育児・介護等やむを得ない事情

▼委員会のほか、議員協議会（全員協議会）をオンライン可能とする市町村も
（例：那須塩原市、宮田村）

■ 7. オンライン委員会の開催を可能にするための委員会条例の改正について(議運案)

1 改正の目的

- 新型コロナウイルス感染症については、現在、感染者が増加傾向にあり、今後も収束が見込めない状況にある。また、近年は豪雨等による大規模な災害等の懸念も大きい状況にある。
- こういった状況下で委員が議事堂に参集できず、委員会の開催ができない事態も想定されることから、タブレット端末等の活用によりオンラインで委員会を開催できるよう、芽室町議会委員会条例を改正するものである。

2 オンライン委員会の開催条件

- 委員会の開催は、本来、同じ会場に委員及び執行機関が出席し、さまざまな角度から質問・質疑を通して、町政の諸課題への対処策を論議する形が基本である。
- しかし、次のような非常時の際には、委員の議事堂への参集が困難となる場合がある。
 - ・新型コロナウイルス感染症など重大な感染症のまん延
 - ・豪雨・強風・豪雪などによる災害の発生
 - ・大規模地震による災害の発生 等
- オンライン委員会は、そうした非常時の場合に限り、議長に通知した上で、委員長の判断により、委員が自宅等から出席する方法により開催できるものとする。
- なお、総務省からは次のように「オンラインによる方法を活用して委員会を開催することは差し支えない」旨の見解が示されている。

【新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法について（令和2年4月30日総務省通知）抜粋】

議会の議員が委員会に出席することは不要不急の外出には当たらないものと考えられるが、各団体の条例や会議規則等について必要に応じて改正等の措置を講じ、新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置の観点等から委員会の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合に、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法を活用することで委員会を開催することは差し支えないと考えられる。

3. オンライン委員会の開催方法等

- 委員は自宅等にてタブレット端末、パソコン等により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話する方法(オンライン)により開催する。
- 執行機関は委員会室にてモニター等により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話する方法により出席することが考えられる。
- 使用する会議ソフトは、「Zoom」を使用する。ただし、現時点においては当議会で会議開催のためのアカウントを所有していないことから、当面は、執行機関から、委員会開催の際に借用するものとする。
- 委員は、委員会の視聴並びに資料の閲覧は、貸与されたタブレット端末、パソコン等により、サイドブックスにアクセスすることで行う。
- オンライン委員会の具体的な開催方法等に関する要領は、別途定めるものとする。

4 オンライン委員会を開催する場合の課題と対応

- オンライン委員会を開催する場合の課題及びその対応等、会議開催の詳細については、条例改正に併せて、4月末をめどにして、別途協議する。

【参考－芽室町議会BCP P40 から抜粋】

感染症にあつては、人が集まることで感染リスクが高まることもあり、今後は、十分な審議・対話の場を確保する上で、技術革新が進むオンライン会議の導入・活用が必要である。

本会議におけるオンライン会議の開催は、現行地方自治法の規定により実施ができないが、他自治体議会からの同法の改正についての働きかけも見られることから、その動向を見守るとともに、必要に応じ連携して行動することも効果的と考えられる。

また、委員会におけるオンライン会議の開催は、一定の対策等を講じることで、差し支えないとの総務省通知はあるが、本町での実施には、委員会条例等の改正が必要となることから、オンライン会議の実現に向けた条例等の改正、執行機関側のハード・ソフト整備も含めた運用手順の整理が必要である。

一方、災害対策会議や議員間の意見交換の場等については、4月に試行したタブレット端末によるオンラインシステムによる会議を、必要に応じ積極的に活用していく。